



2026年6月17日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 へ り オ ス
代表者名 代表執行役社長 CEO 鍵本忠尚
(コード番号：4593 東証グロース)
問合せ先 執行役 CFO リチャード・キンケイド
(TEL：03-4590-8009)

有償ストック・オプション（第29回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年6月17日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役、従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員に対して、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社が研究開発を行う再生医療等製品の中でも特に開発が先行する急性呼吸窮迫症候群（ARDS）の治療薬（体性幹細胞再生医薬品）HLCM051は、FDAとグローバル第3相試験のデザインについて合意し、国内においては条件及び期限付承認申請に向けた準備を進めています。さらに、当社グループは米国にて複数の適応症を対象とした臨床試験を実施しています。また、体性幹細胞再生医薬品を製造する中で得られる培養上清（医療材料）の販売準備を進め、当社グループは今後、まずはこれらの医薬品及び医療材料の提供を通じて収益を計上し、研究開発投資を回収するフェーズに移行していきます。

このように当社事業がグローバルで推進される中、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、執行役、従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

有償ストック・オプションを付与する方法を採用する理由は、現金報酬に比べ当社のキャッシュフローや財務の健全性を維持する観点から現金支出を抑えながら報酬水準を向上させることができる点、また付与式の株式報酬では株式の無償付与による希薄化の影響が懸念されますが、有償ストック・オプションでは業績マイルストンの達成を条件として株式取得の機会を提供しつつ、株価上昇に対するリスクとリターンを直接的に共有すること

で株主価値の向上に中長期的な視点で取り組むことが期待できるためです。

本新株予約権は、前述の研究開発投資を回収するフェーズへの移行、短期・中期・長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社取締役、執行役、従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員のコミットメント強化を目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。本発行にあたっては、独立した第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定しております。行使価額は、取締役会決議日の前取引日の当社普通株式の終値に10%を乗じた金額とし、一般的な有償ストック・オプションの行使価額に比べ低値に設定しています。振込金額は、独立した第三者算定機関がモンテカルロ・シミュレーションを用いて算出した公正価値と同額に設定しております。公正価値の算定にあたって、行使価額の水準に加え、「売上収益1,500百万円以上の達成」や「HLCM051の国内規制当局による承認取得」といった達成時に当社の企業価値・株式価値の向上が見込まれる行使条件の達成確率、権利行使期間等を総合的に織り込んだうえで公正価値が算定されており、行使価額の設定はこれらの達成条件の存在と表裏一体のものであります。なお、行使条件として設定した売上収益1,500百万円は、弊社の実績と比較しても大幅にストレッチした目標であり、その達成には全社一丸となった取り組みが不可欠です。行使価額を一定の経済的メリットが見込める水準に設定することで、当社および子会社の取締役・執行役・従業員が業績マイルストンの達成に向けて中長期的にコミットするインセンティブとして機能する設計としており、株主価値の向上と既存株主の利益保護の両立を図るものと考えております。有償ストック・オプションは金融商品としてのリスクを有しており、また設定された業績マイルストーンが達成されない限り無価値なものである一方、行使に当たっては段階的に権利行使できる期間（3年間）を定め、各行使期間の本新株予約権の行使可能割合を定めていることから、取締役会はマイルストーン達成に向けた中長期的なインセンティブとして本行使価額の設定は妥当であると考えています。なお、割当契約において割当予定者は行使期間中、自己都合により退職または退任しないよう最大限努力する旨を取り交わしております。

なお、本取締役会決議がなされる前に、当社報酬委員会では2026年3月25日、4月15日および4月30日の計3回にわたり審議を行いました。審議においては、グローバルに事業展開できる優秀な人材を経営陣として確保するという基本方針の実現に向け、ここ数年で同業他社の報酬水準が上昇傾向にあることを確認した一方、当社においては、現金を事業推進に優先充当する必要があることから、非金銭報酬として本ストック・オプションの発行について議論を重ねてまいりました。議論を重ねた結果、前述しましたフェーズの移行を着実に乗り越えるために、優秀な人材の確保・維持に資する総報酬としての競争力維持が不可欠であることから、現金支出を抑えつつ全社一丸となって業績マイルストンの達成を目指す動機付けとなる本ストック・オプションが適切であると考えております。

第29回新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は12,135,600株となり、これは発行決議日現在の発行済株式総数の135,002,200株に対し9.0%、発行決議日現在の

潜在株式を含めた総数の 187,580,800 株に対しては 6.5%となります。当社は研究開発型バイオベンチャーとして資金力に限りがある中、調達した資金を ARDS 治療薬の開発をはじめとする事業の進捗に最大限充当していく方針をとっております。一方で、事業を推進するうえで優秀な人材の確保・定着は不可欠であり、リテンションの観点からも適切な報酬水準を維持する必要があります。現金による報酬支出を増加させることは財務の健全性の観点から困難である一方、ストック・オプションの付与であれば現金支出を最小限に抑えながら報酬水準の向上を図ることが可能です。こうした観点から、今回は付与規模を拡大し、より広範な役職員に対してストック・オプションを付与することが合理的と判断いたしました。

また、本日同日付で発行決議をしている第 28 回新株予約権及び第 30 回新株予約権を含めた合計の希薄化率は、発行済株式総数に対して 14.0%、潜在株式を含めた総数に対して 10.0%となります。一方で、有償ストック・オプションでは業績マイルストンの達成を条件として株式取得の機会を提供しつつ、株価上昇に対するリスクとリターンを直接的に共有することで株主価値の向上に中長期的な視点で取り組むことが期待できます。

第 29 回新株予約権は、当社グループの業績についてあらかじめ定める基準を達成した場合にのみ行使可能とするものであります。当社グループの過去の売上実績ならびに現在の国内バイオ業界の厳しい売上状況に鑑み、取締役会は、客観的に評価可能である売上収益を指標とし、当社の過去実績と比較してもストレッチした売上水準を達成条件としております。これまでの当社グループの主な売上収益は、ライセンス契約等による一時金や当社作製の細胞株の販売などを通じた一時的なものであり、過去 3 年間の売上収益は、2023 年度 121 百万円、2024 年度 560 百万円、2025 年度 104 百万円となっています。当社グループは、新たな事業として細胞製造の過程で生じる培養上清液の販売による継続的な売上、及び治療薬候補の米国での治験開始とともに国内での条件期限付き承認を前提とした上市による売上獲得を目指しています。また、これらの事業以外においても他社との事業提携により得られる契約一時金等による売上計上を目指しています。これらの事業活動を通じて、当社グループは売上収益 1,500 百万円を本新株予約権の行使のための達成すべき売上条件として設定しました。本行使条件における売上収益 1,500 百万円は、当社グループが現在推進する複数の事業活動を積み上げた結果として設定した水準であります。具体的には、HLCM051 の国内条件期限付き承認を前提とした上市による売上、培養上清液の販売による継続的な売上が、主な構成要素となります。過去 3 年間の売上収益と比較しても大幅にストレッチした水準であり、当社グループが一丸となって取り組むことで初めて達成可能な目標として設定したものであります。さらに、売上収益 1,500 百万円の達成に加え HLCM051 の国内規制当局による承認取得を設定しています。当社グループの売上収益の主要な構成要素として、HLCM051 の上市による売上を想定しているため、同製品の承認取得は売上収益目標の達成と不可分の関係にあります。

また、承認取得という客観的かつ明確な事業マイルストーンを行使条件に加えることで、単なる財務指標の達成にとどまらず、当社の中核事業である再生医療製品の実用化という企業価値向上に直結する目標に向けて役職員が一丸となって取り組む設計としております。

なお、2025年1月に発行致しました第24回新株予約権は、付与対象者を執行役および子会社取締役限定しておりましたが、本新株予約権においては、当社取締役、従業員、子会社従業員にも付与対象を大幅に拡大しております。これに伴い、付与株式数も第24回と比較して大幅に増加しております。第24回新株予約権において既に売上収益1,500百万円の達成を行使条件とするインセンティブが付与されておりました。一方、同条件の達成には当社グループ全体が一丸となって取り組むことが不可欠であるにもかかわらず、第24回の付与対象者は経営幹部層に限られており、現場を担う従業員層には同様のインセンティブが付与されておりました。当社は資金力に限りがある中で調達資金を事業進捗に最大限充当する方針をとっており、現金支出を最小限に抑えながら報酬水準の向上と優秀な人材の確保・定着を図る手段として、ストック・オプションの付与が最も合理的と判断しております。また、過去の売上水準から比較しても、研究開発型ベンチャーである当社がかかる基準を達成することは、当社の企業価値・株主価値の向上を通じて既存株主の利益にも貢献できるものであり、本新株予約権の発行規模は合理的な範囲のものと考えております。

本新株予約権の払込により調達する資金は総額15.5百万円となります。本新株予約権の発行に係る払込金は当社の2026年度のARDS治療薬の開発資金へ充当予定であり、権利行使に係る払込金は行使状況に応じて運営資金へ充当予定です。当社は、本新株予約権の払込に関し、従業員からは給与控除をもって対応いたします。また、取締役及び執行役については、役員報酬より控除し、必要により預金明細書及び証券口座の資産残高の写しを受領し、割り当てられる本新株予約権の発行及び権利行使に係る払込みに十分な財産である預金等の資産を有していることを確認しております。

なお、当社監査委員会からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、上記報酬委員会での審議内容を慎重に確認した上で、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

(ア)本新株予約権の払込金額の算定に際しては、独立した第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されること

(イ)独立した第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていること

(ウ) 独立した第三者の法律専門家から、第三者算定機関による公正価値算定が適正かつ妥当であることを前提として、本新株予約権の発行条件が有利発行には該当しない旨の意見を得ていること

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

121,356 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 12,135,600 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、128 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計・赤坂税理士法人が、取締役会決議の前取引日における当社の株価 (262 円)、ボラティリティ (58.6%)、予定配当額 (0 円)、無リスク利率 (2.84%) や本新株予約権の発行要項に定められた諸条件 (権利行使価額 26.2 円、満期までの期間、業績による権利行使条件、等) を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該評価結果と同額に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という) は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という) に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 26.2 円とする。

(行使価額は、「I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由」に記載のとおり当社が企図する報酬相当のインセンティブとなるよう本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2026 年 6 月 16 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に 10%を乗じた 26.2 円とする。)

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、2027年4月1日から2037年3月31日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①-1 本新株予約権は、(ア) ARDS に対する HLCM051 の販売について、日本の規制当局から条件付き承認または全承認が得られたこと、かつ (イ) 2026 年 12 月期から 2032 年 12 月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載される売上収益の額が 15 億円以上となったこと、が執行役会で確認された場合、当該執行役会開催日 (以下「権利行使開始日」という) 以降に、②-1 または②-2 で認められる限度において行使できるものとする。

①-2 ①-1 の規定にかかわらず、(ア) ARDS に対する HLCM051 の販売について、日本国外の規制当局から条件付き承認または全承認が得られたこと、(イ) 当社の上場廃止が確実に実施されること、(ウ) 当社で MBO が確実に実施されること、または (エ) 他社から実現可能性のある具体的な買収提案を受けたこと、のいずれかが取締役会で確認または承認された場合には、当該確認または承認された日に本新株予約権の行使の条件が成就したものとみなす。

②-1 新株予約権者は、下表の左欄記載の時点まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、執行役、従業員または社外協力者として就業していた場合、または取締役会が相当の理由により特に認めた場合において、①-1 または①-2 の達成を条件として、それぞれ下表の左欄記載の期間に右欄記載の割合を限度として、本新株予約権の行使ができるものとする。新株予約権者は、下表 (4) の時点を迎える以前に当社を退職した場合は、退職後もそれまでに行使可能な割合の限度において権利行使ができるが、退職後は下表に基づく行使可能割合の増加は適用されないものとする。ただし、下表 (4) の時点を迎える以前に当社を定年退職により退職した場合は、退職後も下表の左欄記載の期間に右欄記載の割合を限度として、本新株予約権の行使ができるものとする。なお、新株予約権者が保有する本新株予約権の数に下表の右欄の割合を乗じた結果、1 個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の個数とする。

	期間	行使可能割合
(1)	本新株予約権の割当日から起算して 1 年を経過する日まで	本新株予約権数の 1/4 まで
(2)	上記(1)の期間満了日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで	本新株予約権数の 2/4 まで
(3)	上記(2)の期間満了日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで	本新株予約権数の 3/4 まで

(4)	上記(3)の期間満了日の翌日以降	本新株予約権数の総数
-----	------------------	------------

- ②-2 本項①-2 (イ)、(ウ) または (エ) の場合において、本新株予約権を行使することが新株予約権者の利益の保護のため必要であると取締役会が認めた場合は、本項②-1 の規定にかかわらず、新株予約権者はその保有する本新株予約権の総数を行使することができるものとする。
- ③ 本項の規定により本新株予約権が行使可能となった後に新株予約権者に相続が発生した場合、本新株予約権が、当該新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という）に帰属した場合に限り、権利承継者は行使可能となった本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した本新株予約権を行使できるものとする。本新株予約権が行使可能となる前に新株予約権者に相続が発生した場合には、その相続人による行使可能となっていない本新株予約権の行使は認めない。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人が本新株予約権をさらに行使することはできない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026年7月2日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計

画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
 8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
 9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2026年7月2日
 10. 申込期日
2026年6月29日
 11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役、執行役、及び従業員、並びに当社子会社取締役及び従業員 52名 121,356
個

当社取締役 3名 1,500個

当社執行役(取締役兼執行役を含む) 4名 103,880個

当社従業員 43名 8,976個

当社子会社取締役 1名 500個

当社子会社従業員 1名 6,500個

以上